**市道路幅員証明手続の廃止について**

**本手続きは令和6年3月31日をもって廃止となりました。**

**一般貨物自動車、一般乗用旅客自動車運送業の許可申請等の際に必要となる幅員証明に代わる書類については、**

**近畿運輸局へ直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。**